| | | |
|---|---|---|
| 2 | (1)　秋田県秋田市八橋本町３－７－10　(55.10)<br>(2)　秋田県秋田市浜田字大森山29－15　(138.70) | 北緯39度43分30秒東経140度06分04秒の地点と北緯39度40分57秒東経140度04分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 3 | (1)　東京都港区六本木３－２－１　(263.30)<br>(2)　東京都港区芝公園４－２－８　(178.00) | 北緯35度39分44秒東経139度44分27秒の地点と北緯35度39分31秒東経139度44分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 4 | (1)　愛知県名古屋市中村区平池町４－60－11　(142.50)<br>(2)　愛知県瀬戸市幡中町211－２　(221.70) | 北緯35度09分39秒東経136度52分58秒の地点と北緯35度11分44秒東経137度04分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 5 | (1)　鳥取県鳥取市田園町４丁目360番地　(52.30)<br>(2)　鳥取県鳥取市矢矯字毛無し640番地　(584.10) | 北緯35度30分54秒東経134度13分23秒の地点と北緯35度29分18秒東経134度10分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 6 | (1)　島根県松江市向島町140番１　(53.10)<br>(2)　島根県松江市島根町加賀4757番12　(510.70) | 北緯35度28分08秒東経133度03分49秒の地点と北緯35度31分50秒東経133度05分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 7 | (1)　宮崎県宮崎市江平西２－２－15　(59.60)<br>(2)　宮崎県宮崎市田野町字持田甲11623　(1129.00) | 北緯31度55分49秒東経131度25分33秒の地点と北緯31度46分09秒東経131度16分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
|---|---|---|
| 1 | (1)　東京都千代田区霞が関２－１－１　(124.00)<br>(2)　東京都千代田区紀尾井町１－２　(190.00) | 北緯35度40分36秒東経139度45分07秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度44分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 2 | (1)　東京都千代田区紀尾井町１－２　(190.00)<br>(2)　東京都新宿区西新宿２－８　(259.00) | 北緯35度40分46秒東経139度44分12秒の地点と北緯35度41分21秒東経139度41分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 3 | (1)　東京都立川市緑町3233－２　(127.30)<br>(2)　東京都八王子市高尾町高尾山官有無番地　(616.90) | 北緯35度42分17秒東経139度24分21秒の地点と北緯35度37分35秒東経139度14分49秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度37分34秒東経139度14分47秒の地点と北緯35度37分34秒東経139度14分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 4 | (1)　東京都立川市緑町3233－２　(127.30)<br>(2)　東京都西多摩郡檜原村倉掛9492－１　(1166.00) | 北緯35度42分22秒東経139度24分19秒の地点と北緯35度44分48秒東経139度02分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 5 | (1)　神奈川県横浜市中区海岸通２－４　(103.00)<br>(2)　神奈川県横浜市南区永田山王台27－16　(126.00) | 北緯35度27分00秒東経139度38分27秒の地点と北緯35度25分43秒東経139度35分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 6 | (1)　福井県福井市花堂南２－14－７　(67.70)<br>(2)　福井県福井市大手３－17－１　(58.00) | 北緯36度02分03秒東経136度12分39秒の地点と北緯36度03分55秒東経136度13分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 7 | (1)　静岡県静岡市駿河区南八幡町10－30　(56.00)<br>(2)　静岡県静岡市駿河区東新田４丁目地内　(58.50) | 北緯34度57分39秒東経138度24分16秒の地点と北緯34度56分43秒東経138度22分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
|---|---|---|
| 1 | (1)　愛知県名古屋市中区千代田２－12－14　(161.90)<br>(2)　愛知県尾張旭市庄南町２－１－10　(142.00) | 北緯35度09分31秒東経136度54分55秒の地点と北緯35度11分44秒東経137度00分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 2 | (1)　京都府京都市右京区京北細野町栢尾谷５　(491.00)<br>(2)　京都府船井郡京丹波町仏主高山17－41　(927.00) | 北緯35度08分09秒東経135度38分43秒の地点と北緯35度17分47秒東経135度28分42秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度17分48秒東経135度28分41秒の地点と北緯35度18分11秒東経135度28分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 3 | (1)　京都府京都市右京区京北細野町栢尾谷５　(491.00)<br>(2)　京都府京都市北区大森牛ケ滝57　(815.80) | 北緯35度08分09秒東経135度38分43秒の地点と北緯35度08分15秒東経135度38分51秒の地点を結ぶ直線、北緯35度08分19秒東経135度38分56秒の地点と北緯35度08分19秒東経135度38分57秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度08分20秒東経135度38分58秒の地点と北緯35度09分54秒東経135度41分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 4 | (1)　京都府京都市北区大森牛ケ滝57　(815.90)<br>(2)　滋賀県高島市朽木大野字植谷10－２　(888.00) | 北緯35度09分59秒東経135度41分09秒の地点と北緯35度19分11秒東経135度55分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |

**○総務省告示第四百二十四号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十四年郵政省告示第三百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十二年郵政省告示第七百六十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十三年郵政省告示第二十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十五年郵政省告示第八十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十年郵政省告示第四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）は、廃止する。

平成二十八年十一月二十五日

総務大臣　山本　早苗